

栃木県環境森林部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県環境森林部発注工事において建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用推進を図るため、CCUS活用工事の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

・対象期間

現場が稼働している期間をいう。

なお、休日、祝日、年末年始、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まない。

・下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるもの（警備会社・運搬業者を除く。）をいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

・技能者

元請企業又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

・CCUS登録事業者

元請企業又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・CCUS登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

(対象工事)

第3条 CCUS活用工事を設定する工事は、環境森林部が発注する全ての工事を対象とし、特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

(実施内容)

第4条 第3条の対象工事において、受注者が現場着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は下記の目標基準を達成した場合において、工事成績評定に基づく工事成績評定点を加点する。

指標	目標基準
現場利用状況	対象期間中に就業履歴の蓄積（カードタッチ）を毎月行う

(1) 目標基準の達成状況確認方法

発注者は受注者に対し就業履歴一覧（月別カレンダー）の提示を求めることにより、目標基準の達成状況を確認する。

(2) 工事成績評定への反映

受注者が指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定検査項目別運用表における検査項目「5. 創意工夫」において、1点加点する。

(3) CCUS活用にかかる費用

CCUS活用にかかる費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担する。

(4) CCUS活用の取組への意向確認

受注者は、CCUS活用工事を希望する場合、現場着手日までに工事打合簿により監督員へ報告する。

附 則

この要領は、令和4年1月10日から施行する。

この要領は、令和7(2025)年11月10日から施行する。